

公債費負担の軽減を図るため、 「公的資金補償金免除繰上償還」を行います。

公的資金補償金免除繰上償還とは？

地方公共団体の公債費負担の軽減対策として、財政健全化計画を策定し、条件を充たした地方公共団体を対象に平成 21 年度までの 3 年間の臨時特別措置として高金利（5%以上）の地方債の繰上償還を認め、補償金（ ）を免除する制度です。

対象となる地方債は、旧資金運用部資金・旧簡易生命保険資金（平成 4 年 5 月 31 日までの借入分）と公営企業金融公庫資金（平成 5 年 8 月 31 日までの借入分）となっておりますが、財政状況により金利毎の団体要件が設けられていることから、当町は、年利 6% 以上の旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金の繰上償還を実施します。

通常、公的資金の繰上償還を実施する場合は、償還期限までの利子相当額を基に算出された補償金を支払う必要がありますが、これが免除される制度です。

公的資金補償金免除繰上償還額及び効果額は？

公的資金補償金免除繰上償還を実施する地方債は、平成 20 年度に旧資金運用部資金 147,206 千円（6 件）、旧簡易生命保険資金 5,265 千円（2 件）で 152,471 千円、平成 21 年度に旧簡易生命保険資金 168,775 千円（7 件）、**総額 321,246 千円の繰上償還を実施する予定となっております。**

なお、繰上償還を実施することにより、後年度支払う予定となっている利子 66,707 千円が軽減されることとなります。

一般会計に係る公的資金補償金免除繰上償還影響額

（単位：千円）

借入先	借入年度 (年利)	件数	借入額	繰上償還額			
				H19年度	H20年度	H21年度	計
旧資金運用部 資金	H1～H2 (6.2～6.7%)	6	367,300		147,206 (35,172)		147,206 (35,172)
旧簡易生命 保険資金	S58～S59 (7.1%)	2	54,400		5,265 (347)		5,265 (347)
	H1～H2 (6.2～6.6%)	7	522,300			168,775 (31,188)	168,775 (31,188)
合計 (利子軽減額)		15	944,000	0 (0)	152,471 (35,519)	168,775 (31,188)	321,246 (66,707)

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画の策定について

今回の制度を活用し公的資金の繰上償還を行うには、行財政改革による削減等を盛り込んだ財政健全化計画を策定し、総務大臣及び財務大臣の承認を受ける必要があることから、**中標津町財政健全化計画（平成 20 年度から平成 24 年度まで）を策定し、総務大臣及び財務大臣の承認を得ました。**